高次脳機能障害と
自動車運転に関するご案内

一般社団法人　広島県作業療法士会　事業部自動車運転支援担当

目次

はじめに 2
病気やケガの影響 3
法律上の問題 5
運転を希望する場合の手順 8
その他の情報 10

【はじめに】

　運転免許取得後に障害が発生し、自動車運転について不安や心配がある際に、このパンフレットを参考に今後の自動車運転についてご検討ください。

【病気やケガの影響】

一般的に、脳外傷や脳卒中などによる手足の麻痺や視野が狭くなるといった症状が自動車運転における問題点として認識されやすいです。しかし、運転の可否に影響を及ぼしやすい症状としては①～⑥が挙げられます。

① 意識障害（気を失う）
② 判断力・注意力の低下
（ボーとしている、同時に２つのことが行えない）
③ 記憶障害（約束を忘れてしまう）
④ 遂行機能障害（計画を立てて実行することが難しい）
⑤ 社会的行動障害（感情の起伏が激しい）
⑥ 失語（言葉を理解したり言ったりすることが難しい）

上記の症状（②～⑥）を高次脳機能障害といいます。

【高次脳機能障害のある方の自動車運転時にみられる特徴】

〇信号・標識を見落とす

〇アクセル・ブレーキを間違える

〇不必要な加速・減速をする

〇遅い車にイライラしてしまう

〇同乗者がいると気が散って、集中して運転できない

〇複数のことに注意を向けながら運転できない

〇常に気を張って運転する必要があるので、疲れやすい

〇目的地を忘れる

〇道に迷う

〇慣れた道以外では、パニックになってしまう

〇行き当たりばったりで目的地にたどり着けない

〇工事などでルート変更が生じた際に対応できない

〇不愉快なことがあった後に、運転が乱暴になる

〇トラブルが起きた時に、状況説明が十分にできない

◆あてはまることありませんか？？◆

【法律上の問題】

平成 26 年 6 月

道路交通法が改正

運転免許取得や運転免許更新の申請をする際に「一定の病気等」＊に該当するかどうかを判断するため、質問票(次ページ参照)を交付できることとなりました。

＊脳卒中、認知症、てんかん等が含まれます

虚偽の回答や報告をした場合

1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。なお、学科試験・技能試験の免除が適応されません。

※一定の病気等が理由で申請後に免許取り消しとなった後、その日から 1 年間は免許取得できませんが、3 年以内に病状が回復し運転が行える状態になった際、学科試験・技能試験が免除され適性試験に合格した場合、免許を再取得することができます。（再取得に必要な診断書発行日より 1 か月以内に手続きをする必要があります。）

運転免許取得・更新時の質問票

以下に該当する項目はありませんか？

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

1　過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、又は原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。　□はい　□いいえ

2　過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。　□はい　□いいえ

3　過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。　□はい　□いいえ

4　過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。

・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。

・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒したことが3回以上ある。

□はい　□いいえ

5　病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。　□はい　□いいえ

広島県公安委員会　殿　　平成　　年　　月　　日

上記のとおり回答します。

回答者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注意事項）

1　各質問に対して「はい」と回答しても、直ちに運転免許を拒否若しくは保留され、又は既に受けている運転免許を取り消され若しくは停止されることはありません。
（運転免許の可否は、医師の診断を参考に判断されますので、正確に記載してください。）

2　虚偽の記載をして提出した方は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。

3　提出しない場合は手続ができません。

【運転免許を再取得する場合の手順】

発症・受傷し障害が残存

↓

医療機関で運転に関する相談・障害に対しての
評価を行い、今後の方針を決める

↓

運転免許センターもしくは県内各警察署から
診断書の用紙を受け取る

↓

診断書を持って医師の診察(診断書に記載)を受ける

診断書へは①住所、氏名、年齢、生年月日②病名、重症度、治療経過などの総合所見
③現時点での病気についての意見(改善の見込み等)④特記事項について記載されます。

↓

公安委員会（運転免許センター）で運転の可否判定を受ける

各都道府県に設置された運転免許試験場(センター)で適性試験を受けます。
ここで障害の程度などにより運転免許の条件が付加される場合があります。

【自動車運転支援実践の流れ(各関係機関による支援内容)】

医療機関

○当事者と家族の意向確認と理解度の確認をします

↓

○情報提供

各専門機関の役割・今後の流れ・自動車自賠責保険・法律の説明を行います

↓

○運転に必要な評価

・身体機能　・認知機能　・日常生活の諸活動　・服薬状況　・その他等の評価を継時的に行います

↓

○評価結果から主治医と今後の方向性の確認

○当事者・家族の意向確認
○今後の相談窓口の紹介

○診断書作成

自動車学校

○情報提供
病気に対する注意事項
実生活の運転コース
障害の程度と予測される運転行動
(身体機能に問題のある場合は、必要な運転支援装置)

○事前の打ち合わせ
費用・同乗の許可・保険・車輌・運転コース

↓

○実車評価
場内評価　路上評価

↓

○結果の報告とアドバイスの実施

運転免許センター

○臨時適性検査の実施

○最終的な判定(運転可能かどうかの判断を行います)

免許取得、免許継続許可

定期的な経過観察

免許停止・保留

免許取消・拒否

○申請による運転免許の取消

⇒運転経歴証明書の申請が可能

免許返納制度の利用

入院中に免許更新時期が近付いている場合

免許の効力を失った日から３年を経過しない場合、学科試験・技能試験が免除され再取得することができます。しかし、手続き内容、必要書類等が更新手続きと異なるため、運転免許センターへのご相談をお勧めします。

運転不可と判断された場合

医師の診断や家族の想い、臨時適性検査での判定によって、運転が不可と判断された場合、車の運転は控えてください。今の障害の状態では車の運転は危険であると判断されたからです。ただし、これで全て終わりということではありません。

免許が取り消されて３年以内に障害の状態が軽減し、運転可の判断がでれば学科試験・技能試験が免除され、免許を再取得することが出来ます。（取り消す際には申請が必要です）３年の間に障害の状態が良くなることもありますし、ならなかったとしても別の楽しみを発見できる時間は十分にあると思います。

●医師や運転免許センターに許可されていない状況で事故を起こした際、保険が満額支給されない場合もあります。

【相談窓口】

広島県運転免許センター　にご相談ください。

＊詳しくは

広島県警のホームページをご確認ください。

【その他の情報】

○免許証を自主返納することで受けられるサービス

◆運転経歴証明書が申請により発行が可能（手数料 1000 円）であり、身分証として利用できます。

◆一部のタクシー会社利用料金の割引や

一部のバス会社・鉄道会社の利用料金の割引

などもあります。

自治体によって受けられるサービスは異なります

詳しくは広島県警のホームページをご覧になるか

お住まいの自治体にご確認ください

【おわりに】

自動車は生活する上で必要とされる事が多く、便利なものです。一方で事故に遭う危険性も伴っています。

ご本人とご家族で十分に話し合い、車の運転を検討していただきたいと思います。

医療機関としては、その判断のためにアドバイスが出来ればと考えています。今後の皆様の新たな社会生活に向けた一助になれば幸いです。

引用・参考資料

認知機能障害に対する自動車運転支援　実践の流れ　日本作業療法士協会学術部

自動車運転に関するご案内　岡山リハビリテーション病院　作業療法室

自動車運を考えられている方へ　公立みつぎ総合病院　リハビリ部

NPO 法人日本身障運転者支援機構 WEBSITE

広島県警 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/